

# 系統制約の克服に向けた対応について (その4)

2018年4月17日  
資源エネルギー庁

1. 「電源に関する情報」の公開・開示の在り方
2. 一般負担の上限額の見直しについて

# 前回までの議論・御指摘事項①

- 前回の本委員会では、30分コマ単位で個別電源の発電出力実績を公開・開示することについて、一部の**発電事業者から競争への影響を懸念する声**が挙がる一方で、**欧州等では個別電源の過去の発電出力実績（30分又は1時間単位）を公開している国が多い**という事実をお示し、御議論いただいた。
- その上で、「**欧州等では競争上の懸念が生じない（又は小さい）ため公開できるが、日本では競争上の懸念が大きいため開示すらできない**」という結論を導くような、背景となる制度や市場構造の相違があるのか否かを整理するよう、御指摘を頂いていたところ。
- この点、事務局において再度整理したところ、以下のとおり。

## 考え得る欧州との相違点

- 欧州における発電出力実績の公開は、**電力市場の統合・透明化や競争促進の観点**から実施されているものであり、**本委員会における議論（系統混雑による出力制御の予見可能性を高める）とは出発点異なる。**
- 旧一般電気事業者は、自主的取組により**限界費用ベースで卸電力市場にタマ出し**していることから、個別電源の限界費用をより特定しやすい可能性がある。
- 欧州に比べ市場取引の割合が小さく**相対取引が主**であるため、限られた卸電力市場に投入される電源についてはユニットの特定がやすく、その限界費用をより特定しやすい可能性がある。
- **欧州の系統構成はメッシュ形**である一方、**日本は串形**であることから**連系線制約による卸電力市場の市場分断**が生じやすい。このため、特に北海道や九州では、個別電源の限界費用をより特定しやすい可能性がある。

## 考え方

- 制度の観点は異なるにせよ、欧州において**個別電源の過去の出力実績が公開されていることは事実。**
- シングルプライス・オークションである以上、経済合理性に従えば、欧州においても基本的には限界費用に近い価格で市場投入されるケースが多いと考えられる。
- 系統構成・市場構造の相違により、過去の発電実績との照合による限界費用の特定のしやすさに「程度の差」はある可能性がある一方で、これをもって「**欧州では公開できるが、日本では開示すらできない**」と結論づけるに足る相違がある、**とは言い難い**のではないか。

## 前回までの議論・御指摘事項②

- 前回の本委員会では、複数の委員から、
  - 電力系統に関する情報は公開が原則であり、電源に関する情報についても、原則＝あるべき形は「公開」であることを確認すべき。
  - 発電事業者だけでなく、研究機関等も含め多くの人が情報を活用しシミュレーションを行えるようにすることが、今後の電力市場にとって重要ではないか。

といった御意見を頂いた一方で、

- 今回なぜ電源に関する情報が求められているのか、情報の取扱いを議論するに当たり、その目的・出発点を再度確認すべきではないか。

との御意見もあった。

- この点、これまで本委員会では、
  - 再生可能エネルギーの導入拡大によって系統制約が顕在化するにつれ、出力制御が実施される可能性が高まる中、発電事業の収益性を適切に評価し、投資判断と円滑なファイナンスを可能とするため、事業期間中の出力制御の予見可能性を高めることが、再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けて極めて重要
  - 一方で、出力制御の見通しを送配電事業者が示そうとすると、安定供給重視の万全の条件とする、見通しよりも高い出力制御が現実には発生する事態を確実に避ける、といった観点から見積り自体が過大となるおそれがあることから、発電事業者等が自らシミュレーションを行い事業判断・ファイナンスに活用できるよう、シミュレーションの精度を高めるために必要な情報が適切に公開・開示されることが不可欠

との問題意識の下で、御議論いただいていたところ。

- 電源に関する情報は、系統シミュレーションの精度を高め**日本版コネクト&マネージの効果（＝既存系統の活用）を最大化**する観点から政策的必要性が大きい一方、「経営上重要な情報であり**競争への影響が懸念される**」との声や**公安上の問題**にも十分な配慮が必要。このため、情報の提供先を追跡できるように**利用者・利用目的を限定した「開示」**とし、発電出力実績についてはシミュレーションに活用できる範囲で開示情報の時期を工夫してはどうか。また、開示対象者（利用者）については、**本委員会における検討の目的**に鑑み、**系統に接続しようとする発電事業者に限定**することとしてはどうか。
- このほか、開示する情報については以下のとおり（発電出力実績の時間単位・開示対象期間、66kV接続電源の取扱いなど一部の詳細は引き続き検討）とし、**必要な規程等の改定も含め速やかに準備を進めていくべきではないか**。
- なお、**需要に関する情報や送配電に関する情報（潮流実績等）については、公開を前提に準備を進めていくこととしてはどうか**。

## 公開・開示の方法

- 当該系統に接続した場合の出力制御の見通しについてシミュレーションを行うことを目的とし、「目的外利用の禁止」や「ペナルティ」を含む秘密保持契約（NDA）を締結した上で「開示」

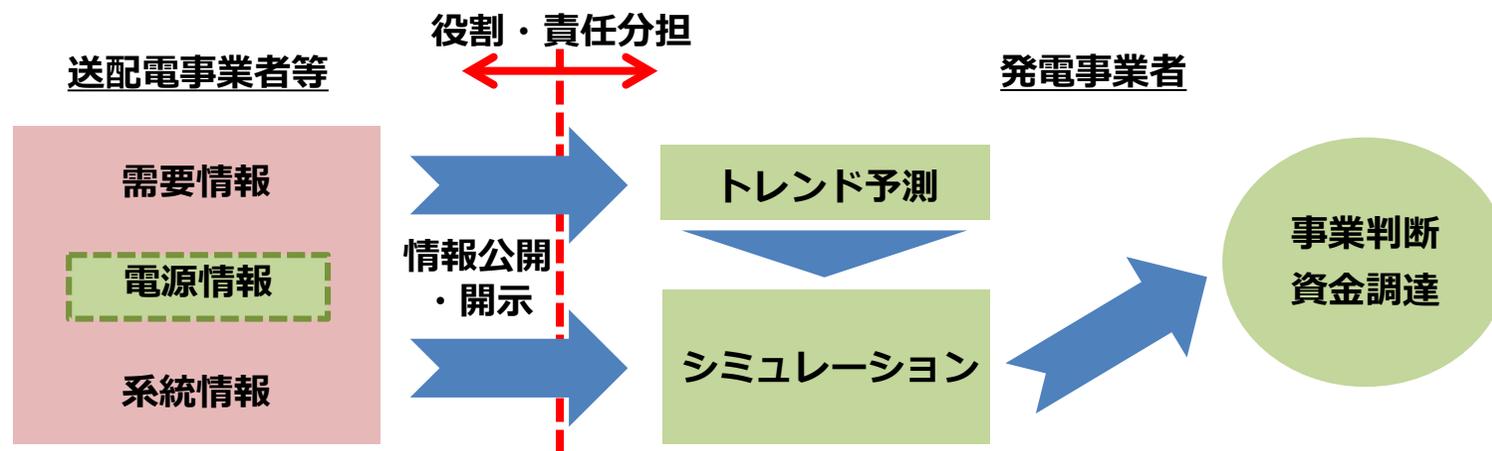
## 開示対象者

- 当該系統に接続しようとする発電事業者（発電事業を行おうとする者を含む）
- ※ NDAの範囲内でシミュレーションをコンサルタント等に委託し、情報を提供することは可能とする。

## 開示する情報

- 154kV以上の系統に接続する電源
  - 過去の発電出力実績（匿名、系統構成とセット、過去一定期間（リアルタイムではなく、例えば3ヶ月前～15ヶ月前の1年間）、30分又は1時間単位、電源種・設備容量等のスペック）
  - 電源の新設・停止・廃止計画
- ※ 66kVの系統に接続する電源については、具体的な系統構成上の立地を明らかにしないことも選択肢としつつ、その他は同様の情報を開示する方向で検討。

- 再生可能エネルギーの導入拡大によって系統制約が顕在化するにつれ、出力制御が実施される可能性が高まってきている。こうした中、発電事業の収益性を適切に評価し、投資判断と円滑なファイナンスを可能とするため、事業期間中の出力制御量の予見可能性を高めることが、再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けて極めて重要。
- 一方で、発電事業者の事業判断の根拠となる出力制御の見通しを送配電事業者が示そうとすると、見通しよりも高い出力制御が現実には発生する事態を確実に避けようと、見積り自体が過大となるおそれがある。このため、送配電事業者等が基礎となる情報を公開・開示し、それを利用して発電事業者やコンサルタント等が出力制御の見通しについて自らシミュレーションを行い、事業判断・ファイナンスに活用する、という形になるよう役割・責任分担の見直しを行うべきではないか。
- この際、シミュレーションの精度を高めるために必要な情報が適切に公開・開示されることが重要であり、送配電事業者側の需要・系統情報だけでなく、一定の発電事業者側の情報も必要となる。
- ただし、公安上の問題や企業の競争力に関わる情報の取扱いには留意が必要。一般への公開だけではなく、特定の利用者・利用目的に限定した情報開示等の方策も検討しつつ、情報公開・開示によって得られる社会的な利益とリスクのバランスの取れた対応を行うことが重要ではないか。



- 日本版コネクト&マネージ（特にノンファーム型接続）の実現に当たっては、的確な事業判断と円滑なファイナンスが可能となるよう、**系統混雑による出力制御の予見可能性を高めることが不可欠**。こうしたシミュレーションを行うには、どのような情報が必要か。
  - 送配電事業者側の情報（例）：潮流実績、系統構成、系統設備の増強・作業停止・廃止時期 等
  - 発電事業者側の情報（例）：連系電源の立地・出力・電源種、連系・廃止時期 等
- 系統混雑による出力制御の見通しを分析するには、**系統ごとの連系電源の情報**が必要となることが考えられるが、これらを公開することによって個別電源が特定される可能性もある。**企業の競争情報への配慮との両立**を図る観点から、こうした情報の取扱いはどうあるべきか。**特定の利用者・利用目的に限定した情報開示**等の工夫は考えられるか。
- また、**情報公開・開示の状況について、審議会等の場で定期的にフォローアップ**していくことが必要ではないか。

- 送電容量の制約による出力制御の見通しを高めることは、日本版コネクト&マネージの下で行う再生可能エネルギー発電事業の収益性判断と資金調達に不可欠。足下では、東北北部エリアの電源接続案件募集プロセスにおいて、系統増強工事完了までの暫定連系中の出力制御の見通しが事業判断に当たって重要な要素となっている。
- こうした系統シミュレーションに必要な情報のうち、まずは「需要に関する情報」や「送配電に関する情報」だけでも、足下で求められている出力制御の予見可能性向上に資すると考えられることから、対応可能なものから公開・開示を行うこととしてはどうか。
- 具体的には、①地点別需要実績（需要カーブ）、②154kV以上の系統構成と潮流（実績・計画）について、広域機関で取りまとめることも含め公開・開示に向けた準備を始めつつ、まずは必要性の高いエリアから速やかに一般送配電事業者が公開・開示することとしてはどうか。
- なお、「電源に関する情報」は発電事業者の競争に関わり得るものであることから、その適切な情報開示の在り方について次回以降御議論いただくこととしたい。

- 「電源に関する情報」は、送電容量の制約による出力制御のシミュレーションの精度を高めるために必要であるが、発電事業者の競争力に関わり得るものであるため、その取扱いには留意が必要。
- 具体的には、一部の発電事業者からは、30分コマ単位で個別電源の稼働パターンを公開・開示すると相対卸供給契約における価格交渉において不利益を被るおそれがある等の懸念が示されている。

## 発電事業者の懸念事項

## 詳細

### 卸供給契約への影響

- 電源ポートフォリオに乏しく供給力の構成が単純な場合（新電力は、電源を保有している場合であっても保有発電所数は数か所に留まる）、匿名であっても系統構成図から個別電源ユニット自体が特定され、30分コマ単位の発電実績がわかれば、当該ユニットがベース運用なのか、DSS（Daily Start & Stop）なのか、WSS（Weekly Start & Stop）なのかも推測可能。
- 例えば、DSSが常態であるべきガスユニットがベース運用をしている場合、又はベース運用が常態であるべき石炭火力がWSS運用をしている場合に、その理由を推察し、ユニットの制約事象を特定できてしまう。
- 当該ユニットの運転を市況との見合いで行っている場合は、30分コマ単位の個別電源の稼働・停止パターンと卸電力市場のスポット価格をコマ毎に突き合せられてしまうと、卸電力市場における入札戦略、ひいては個別電源の限界費用を推定できてしまう。
- 加えて、経年数に応じて一定の固定費を上乗せすれば、当該ユニットの発電原価も推定可能であり、相対販売先がこれを推定することで、卸電力の相対取引交渉（発電事業者間の競争）で不利益を被るおそれがある。
- 発電出力の計画・実績データの開示は、電源の価格や電源の競争力が類推可能となる行為と認識されるため、PPA（電力取引契約）による守秘義務契約に抵触するおそれがある。

## 発電事業者の懸念事項

## 詳細

### 市場競争への影響

- 自主的取組を行っている旧一般電気事業者にとって、出力実績が詳細に公開されることとなれば、JEPXの市場価格実績との関係から、自社の入札価格を類推され、公正な市場競争を妨げるおそれがある。
- 発電機個々の実績データは、発電販売の最適化の施策に直結する機微な情報であり、販売施策と紐づいているデータであること、また、それを公開・開示することにより発電コストが推測可能であることから、発電と販売の一体会社においては、売り価格が市場価格と紐付けて推定され、小売における他社との競争（小売事業者間の競争）において不利益を被るおそれがある。

### 事業者間の不公平感

- 新電力は、旧一般電気事業者との間で卸供給をすることも、卸受給をすることもあるが、新電力側のユニットは特定が容易であることから、旧一般電気事業者は新電力側の発電原価及び調達目線を相当程度正確に認識することは可能である一方、新電力が多数の発電ユニットを有する旧一般電気事業者側の発電原価・メリットオーダーを把握することは難しいと考えられる。
- 新電力の中には発電所を保有せず、市場調達と常時バックアップに依存している事業者も多いが、そうした方々は情報開示によって得るものは多い一方で失うものは無いため、不公平。

- 競争情報に関する懸念を抑制する観点から、電源に関する情報を出す場合は、**発電事業者（発電事業を行おうとする者を含む）に対してのみ、「目的外利用の禁止」や「ペナルティ」を含む秘密保持契約（NDA）を締結した上で「開示」**することを原則とし、「計画」については、向こう10年の供給計画の情報をベースに開示することとしてはどうか。
- 個別電源の「発電出力実績」について、一部の発電事業者からは、ある程度**時間帯を大括り化した上での平均値や複数電源の合計出力**で代替できないか等の提案があったが、
  - 1時間を超える単位での平均出力では、データとして有効活用できない
  - どの電源の稼働が潮流に寄与しているのかを分析することが重要といった**シミュレーション上の要請**や、欧州など過去の**出力実績（30分又は1時間単位）を「公開」している国が多い**といった点を踏まえると、どのように考えるか。
- また、**154kV以上の系統に接続する電源は、系統構成とセットで出力実績を開示**することに対し、前述の懸念事項が挙げられたが、**具体的な系統構成が明らかにならない**という前提であれば、個別電源ユニットが特定される可能性は相対的に低いと考えられる。こうした点を踏まえ、系統シミュレーションの精度向上とのバランスを図りつつ、**66kVの系統に接続する電源の情報の取扱いについても検討**してはどうか。

※ なお、現在、広域機関が公開している基幹系統の情報のうち運用容量の一部について、誤解を招く数値があったため、広域機関が全ての一般送配電事業者に対し確認を行った。広域機関は、今後速やかに適切な運用容量の情報公開を行っていくとともに、本小委員会での議論も踏まえ、適切な情報提供について引き続き検討していくこととしている。

## 発電事業者からの提案

## 詳細

### 公開・開示の方法

- 発電事業を行おうとする者に対象を限定して「開示」をすることとしてはどうか。
- 30分コマ単位ではなく、もっと大括りした時間帯の平均値で出すなど配慮してほしい。
- 個別電源ではなく、基幹変電所単位など複数の発電所の合成出力として出してはどうか。
- 今般の情報開示は市場価格に少なからず影響を与え得ると考えられるため、情報の正確性を担保する仕組み（虚偽情報提示へのペナルティ等）が必要ではないか。

### その他

- 発電側の情報を出すのではなく、一般送配電事業者によるシミュレーションの精度・利便性を向上させる方に注力すべきではないか。
- 自らの「電源に関する情報」を開示してでも、出力制御の見通しを高めるためのシミュレーションを行いたいと考えている発電事業者がどの程度存在するのか、確認すべきではないか。

# (参考) 需給・系統シミュレーションに必要なデータ

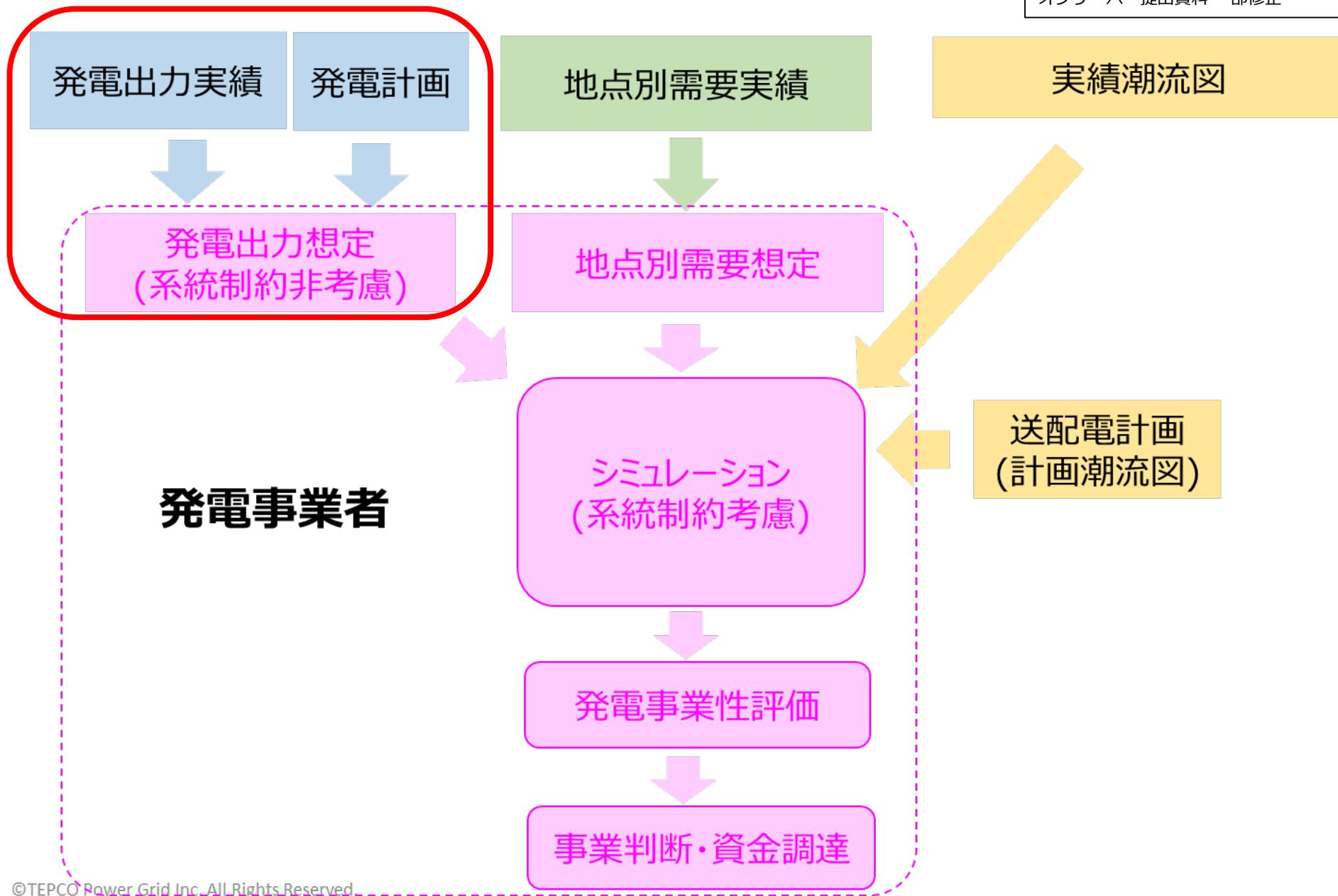
第2回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
東京電力パワーグリッド株式会社 岡本  
オブザーバー提出資料 一部修正

	【既に公開中のデータ】	【シミュレーションに必要なデータ】
<対象範囲>	広域系統(上位2電圧)	154kV以上 (変圧器2次母線66kV以上)

電源に関するデータ	-		実績	電源運転出力 (出力カーブ)
			計画	新設・停廃止
需要に関するデータ	-		実績	地点別需要 (需要カーブ)
送配電に関するデータ	実績	系統構成 送電線潮流	系統構成 送電線潮流 変圧器潮流 電源線潮流 投資・廃止・作業停止	
	計画	系統構成 送電線潮流 投資・廃止・作業停止		

# (参考) 系統シミュレーションのイメージ

第2回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
東京電力パワーグリッド株式会社 岡本  
オブザーバー提出資料 一部修正

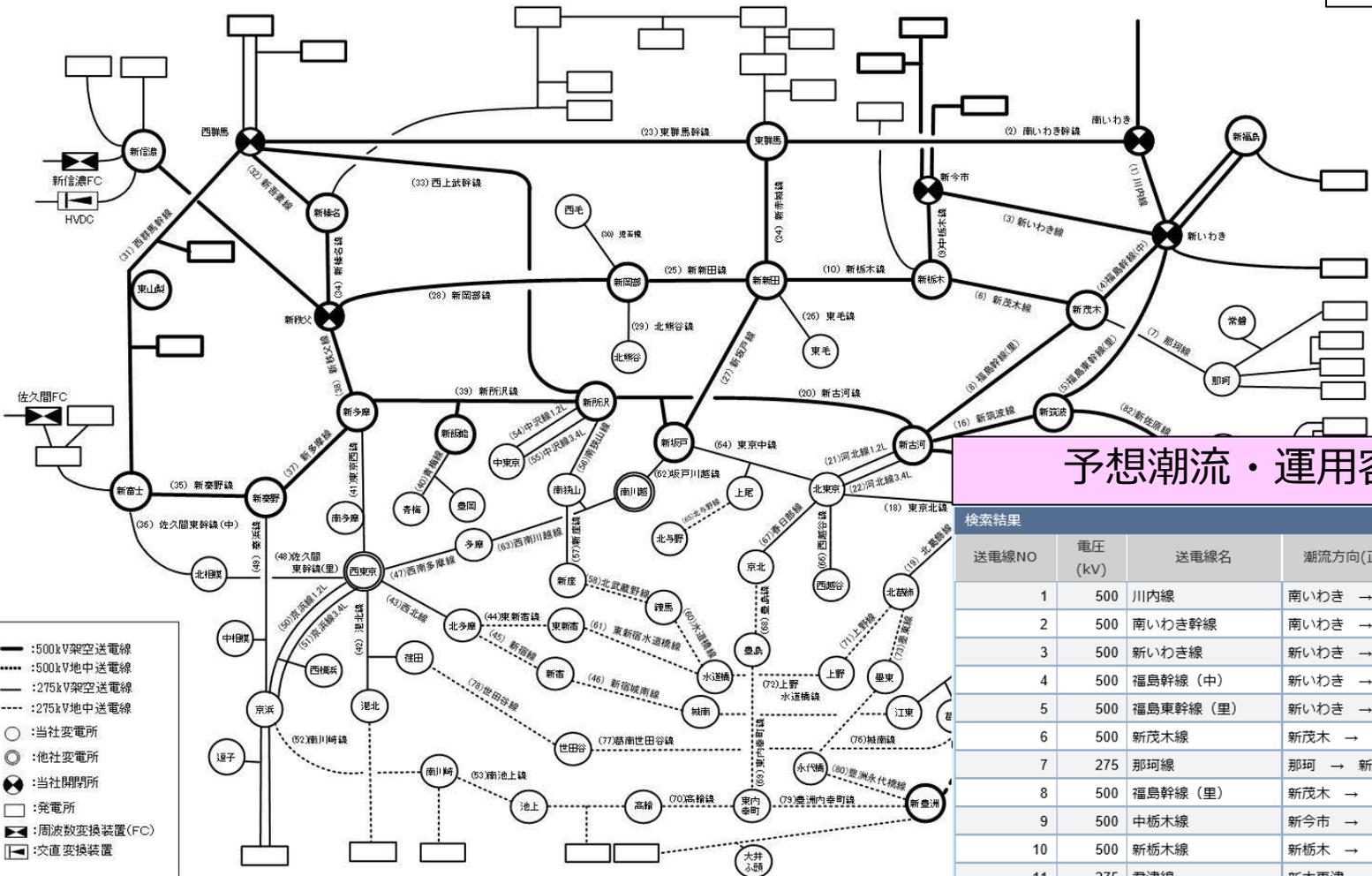


# (参考) OCCTO公開データイメージ (東京エリア)

第2回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
東京電力パワーグリッド株式会社 岡本 オブザーバー提出資料 一部修正

## 系統図

電力系統図



## 予想潮流・運用容量

検索結果						
送電線NO	電圧 (kV)	送電線名	潮流方向(正方向)	予想潮流	運用容量	決定要因
1	500	川内線	南いわき → 新いわ	303	6,582	熱容量
2	500	南いわき幹線	南いわき → 東群馬	2,589	4,936	熱容量
3	500	新いわき線	新いわき → 新今市	1,881	6,582	熱容量
4	500	福島幹線(中)	新いわき → 新茂木	1,529	3,291	熱容量
5	500	福島幹線(里)	新いわき → 新筑波	1,188	3,291	熱容量
6	500	新茂木線	新茂木 → 新栃木	2,971	6,582	熱容量
7	275	那珂線	那珂 → 新茂木	2,553	3,620	熱容量
8	500	福島幹線(里)	新茂木 → 新古河	1,111	3,291	熱容量
9	500	中栃木線	新今市 → 新栃木	1,881	6,582	熱容量
10	500	新栃木線	新栃木 → 新新田	4,251	6,582	熱容量
11	275	君津線	新木更津 → 房総	2,328	1,729	熱容量
12	275	北千葉線	房総 → 新京葉	77	3,254	熱容量
13	500	印旛線	新佐原 → 新京葉	3,757	5,578	熱容量
14	275	香取線	鹿島 → 新佐原	1,961	3,068	熱容量
15	275	鹿島線	鹿島 → 新野田	2,865	3,066	熱容量

出所：電力広域の運営推進機関HP\_系統情報サービス\_地内基幹送電線関連情報\_地内基幹送電線運用容量・予想潮流  
[http://occtonet.occto.or.jp/public/dfw/RP11/OCCTO/SD/LOGIN\\_login#](http://occtonet.occto.or.jp/public/dfw/RP11/OCCTO/SD/LOGIN_login#)

1. 「電源に関する情報」の公開・開示の在り方
2. **一般負担の上限額の見直しについて**

## 見直し後の一般負担の上限額について

- 前回の本小委員会において、kW一律で課金する発電側基本料金を導入する場合には、一般負担の上限額もkW一律とする方向で見直すということで、概ね異論はなかったところ。今後、一般負担の上限額について、本小委員会の議論も踏まえつつ、広域機関において審議等を行い、決定する。
- なお、前回の本小委員会において、見直し後の一般負担の上限額については、2016年に上限額を設定した際に活用した過去に一般負担で実施することが許容されてきたネットワーク増強工事費の実績データの平均値1.1万円/kWをベースとすべきといった意見も出されたところ。
- この点、2016年の上限額設定時に基準額を4.1万円/kWとした考え方は、①当該実績データの最大値であり、②かつ平均値 + 3σの値であったこと、③上限額設定前の託送供給約款における「承諾の限界」の規定を適用した事案の実績（約6万円/kW～約11万円/kW）以下であったこと、がある。
- 上限額設定後、募集プロセスで基幹系統増強工事のkW当たりの単価がこの金額を超えたものはなく、これらの基準と関連して大きな環境変化はないと言えることから、引き続き4.1万円/kWを基準額とすることが適当と言えるのではないかと。この際、kW一律という考え方に立てば、一律4.1万円/kWとすることが適切ではないか。

- 発電側基本料金を導入する場合には、発電事業者が負担すべき系統コストについて、**系統接続時の初期負担と系統接続後の負担の在り方をセットで見直す**ことが必要ではないか。
- 具体的には、発電側基本料金の導入によって、**系統に接続している電源が系統コストの一部をkW一律で負担していく**ことになるのであれば、現在は需要家への負担の平準化を図る観点や効率的な設備形成の観点から設備利用率に応じて電源種ごとに傾斜が設けられている**系統接続時の初期費用の一般負担上限についてもkW一律とし、負担を平準化**することが適当ではないか。
- kW一律の一般負担上限金額については、現行の一般負担上限額を決める際に基準として用いた**4.1万円/kW**（過去に一般電気事業者が火力発電設備等の連系を契機に一般負担のみで増強工事を実施した際の最大値）**を基本として、本日の議論を踏まえつつ、広域機関において審議等を行い、決定してはどうか。**

## <現状の制度>

電源種別	一般負担の上限額※1
バイオマス（専焼）※2	4.9万円/kW
地熱	4.7万円/kW
バイオマス（石炭混焼、LNG混焼）	4.1万円/kW
原子力	4.1万円/kW
石炭火力、LNG火力	4.1万円/kW
小水力 ※3	3.6万円/kW
廃棄物（バイオマス（専焼）を除く）	3.3万円/kW
一般水力 ※4	3.0万円/kW
バイオマス（石油混焼）	2.3万円/kW
石油火力	2.3万円/kW
洋上風力	2.3万円/kW
陸上風力	2.0万円/kW
太陽光	1.5万円/kW

※1：税抜き  
※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む  
※3：1,000kW以下  
※4：1,000kWを超えるもの

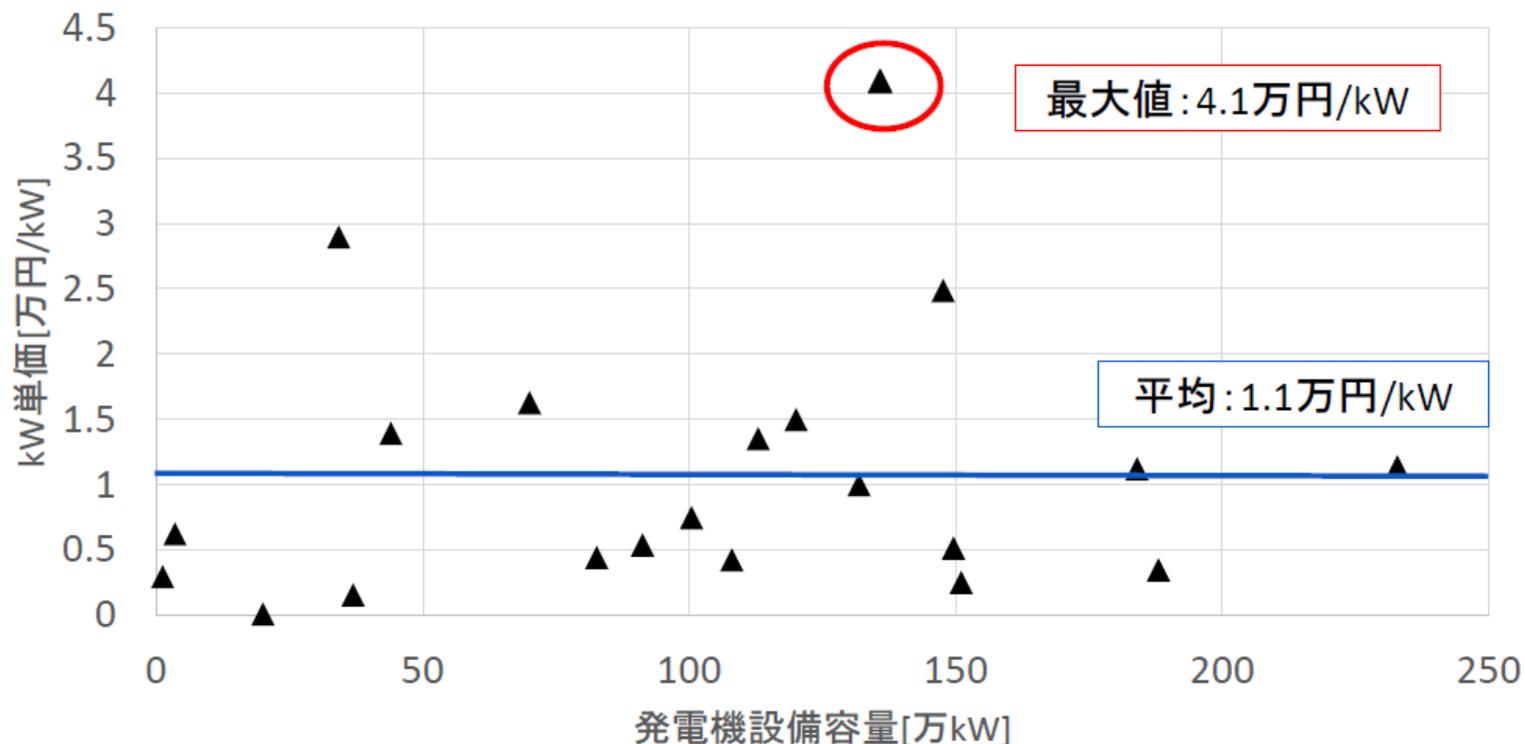
見直し  
(案)

- ✓ 電源種問わず、**kW一律の上限金額の設定**
- ✓ 一律の上限金額は**4.1万円/kWを基本**として検討

## 2-1. 項目① ネットワーク増強工事費に係る過去実績の検討 (ネットワーク増強工事を実施した実績データ)

5

- 発電設備の系統連系を契機としたネットワーク増強工事を実施した実績について、一般電気事業者10社を対象に調査を実施し、過去に一般負担で系統増強を実施した合計21件の実績データ※1について系統増強に要した費用のkW単価（系統増強費用/発電機設備容量※2）を整理したところ、**最大値は4.1万円/kW**であった。



※1 平成12年4月(小売部分自由化)以降に、原子力又は火力発電設備の系統連系を契機にネットワーク増強工事を行った全案件の実績データ(基幹系統および基幹系統以外の工事の合計)

※2 一般電気事業者の送配電部門と発電設備設置者との接続契約における最大受電電力

## 2-2. 項目① ネットワーク増強工事費に係る過去実績の検討 (円滑な電源立地の必要性)

6

- 今回集計したデータは、過去に一般負担で実施することを許容されてきたネットワーク増強工事費の実績である。
- 自由化された環境下においても、安定供給のための供給力確保は重要であり、過去に一般負担で実施することを許容されてきたネットワーク増強工事費の実績を下回る「一般負担の上限額」が設定された場合、発電設備設置者の負担が現状より増加することとなるため、電源立地に支障をきたし供給力不足となるおそれがあること、また、自由化された環境下での事業者間の競争の促進を図ることも必要であり、今後とも引き続き円滑な電源立地を図ることが必要である。
- よって、一般負担の上限額は、過去に一般負担で実施することが許容されてきたネットワーク増強工事費実績の最大値4.1万円/kWを踏まえて設定することが必要。

## 2-3. 項目① ネットワーク増強工事費に係る過去実績の検討 (一般負担の上限額の水準の設定)

7

- 過去の発電設備の設置を契機としたネットワーク側の送配電等設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布が正規分布であると仮定し、一般負担の限界として著しく多額な水準を求める観点から、統計処理の一つとして平均+3σの値を算出したところ、約4.1万円/kWという結果になった。  
(平均値：約1.1万円/kW、標準偏差σ：約1.0万円/kW)
- また、一般電気事業者10社に調査した結果、過去に一般負担では実施できないとして、託送供給約款における「承諾の限界」の規定に基づき、接続検討回答書において一般負担対象範囲を特定負担として回答した事案における系統増強費用の実績は、約6万円/kW～約11万円/kWであった。

- 今後とも引き続き電源設置の円滑化を図るとともに、過去においても「承諾の限界」の規定を適用した事案の単価水準などを勘案すれば、今後、一般負担として許容される上限額として、過去に一般負担で実施した最大値であった4.1万円/kWという水準を設定することとしてはどうか。

# 見直し後の一般負担の上限額の適用時期について

- 見直し後の一般負担の上限額の適用時期については、足下でも「接続に必要な負担が大きい」といった声も多くあることから、広域機関において一般負担の上限額の見直しを決定次第、即施行としてはどうか。
- 見直しについては、費用負担ガイドラインを策定した際の整理等も踏まえ、施行後に接続契約の申し込みを行う案件（募集プロセス案件においては、施行後に「優先系統連系希望者」が決定するもの※）から適用の対象としてはどうか。

※この結果、進行中の募集プロセス案件18件のうち、2、3件程度が見直し後の一般負担の上限額が適用されることとなる見込み

- なお、接続検討の申し込み段階で、発電事業者は現行制度下での事業検討を行っていることから、適用に際して、施行時に既に接続検討の申し込みが正式に受理されている案件（募集プロセス案件においては、応募がされている案件）において、現行の一般負担上限額が見直し後のkW一律の額よりも高い電源については、現行の一般負担の上限額を適用してはどうか。
- 発電側基本料金については、電力・ガス取引監視等委員会に設置された送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WGの中間とりまとめ案では、導入時期について「2020年以降できるだけ早い時期を目途に導入することを目指す」としているところ。①足下でも「接続に必要な負担が大きい」といった声も多くあること、②一般負担の上限額の見直しによって送配電事業者にとってのインシヤルコストが増加するが、発電側基本料金の導入によって、コスト回収の確実性が高まると考えられることから、一般負担の上限額の見直しについては、発電側基本料金の導入を前提としつつ、発電側基本料金の導入前に稼働する案件についても、見直し後の一般負担の上限額を適用することとしてはどうか。